

# 長洲町議会議員一般選挙の選挙期日

## (投票日)を10月1日(日)に決定しました

長洲町選挙管理委員会は、任期満了(平成29年10月19日)に伴う長洲町議会議員一般選挙(定数14人)の選挙期日を次の日程で決定しました。

■告示日 9月26日(火)

■選挙期日(投票日) 10月1日(日)

この町議会議員選挙における立候補予定者事務説明会を左記のとおり行います。

## 立候補予定者事務説明会について

- 日時 8月30日(水) 午後2時～
- 場所 町役場3階 大会議室

この立候補予定者事務説明会では、町議会議員選挙における立候補届出の方法などに関する説明を行います。

立候補を予定している人またはその代理の人は、出席してください。立候補予定者1人につき2人以内での出席をお願いします。

町議会議員選挙の投票に関するお知らせは、広報ながす9月号で詳しくお知らせします。

☎ 選挙管理委員会 ☎ 78 - 3111



## ～ ルールを守って正しく明るい選挙を ～

政治家は有権者に寄附を「贈らない！」  
有権者は政治家に寄附を「求めない！」  
政治家からの寄附は「受け取らない！」

三不運動

- ① 政治家の寄附禁止  
政治家(候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄附をすると処罰されます。
- ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止  
有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
- ③ 後援団体の寄附禁止  
後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- ④ 時候のあいさつ状の禁止  
政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、時候のあいさつ状を出すことが禁じられています。
- ⑤ あいさつを目的とする有料広告の禁止  
政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対する有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。
- ⑥ 公民権(選挙権及び被選挙権)の停止  
①、②、③および⑤によって処罰されると、公民権停止の対象となります。